

〔令和8年4月1日〕避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示改正について

本件の概要

2026年4月1日

火薬類取締法施行規則において、危険工室、火薬類一時置場及び火薬庫においては、避雷装置の設置が義務づけられています。
(煙火等の製造所における危険工室等一部例外あり。)

また、施行規則第30条において、避雷装置の位置、型式、構造、材質等については経済産業大臣が告示（経済産業省告示第百四十五号（避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示）をいう。以下同じ。）で定めるものを使用することとなっています。

今般、当該規格が「日本産業規格A4201（2003）」から「日本産業規格Z9290-3（2019）」へ改正されたことに伴い、告示における当該規格の引用部分について改正を行いました。

[避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第五十三号）（PDF形式：0KB）](#) 

お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
TEL 03-3501-1870

○経済産業省告示第五十三号
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第三十条の規定に基づき、避雷装置の位置、型式、構造、材質等は、次のいずれかとする。
令和八年四月一日
経済産業大臣 赤澤 亮正
（傍線部分は改正部分）

改	正	後
火薬類取締法施行規則第三十条の経済産業大臣が告示で定める避雷装置の位置、型式、構造、材質等は、日本産業規格Z九二九〇―三（二〇一九）「雷保護―第三部…建築物等への物的損傷及び人命の危険」の外部雷保護システムに適合するものであって、雷保護レベル（LPL）がⅠ又はⅡであるものとする。 （削る）	火薬類取締法施行規則第三十条の経済産業大臣が告示で定める避雷装置の位置、型式、構造、材質等は、次のいずれかとする。	
	一 次のいずれにも適合するもの。 イ 避雷装置の型式は、避雷針又は架空地線であること。 ロ 突針又は架空線は、雷撃から保護しようとする建物（以下「被保護建物」という。）の全ての点と突針の先端又は架空線の上端のいずれかの点とを結ぶ直線と、突針の先端又は架空線の上端のその点を通る鉛直線とのなす角度が四十五度以内となるように設けてあること。ただし、次に掲げる空間においては、その角度は六十度以内であること。 （1）被保護建物一棟について突針を二以上設ける場合において、いずれか二の突針の先端を含む鉛直面に対して三十度の角度をなし、かつ、それぞれの突針の先端を含む鉛直面によって囲まれた空間 （2）被保護建物一棟について架空線を二以上設ける場合において、架空線の両端のいずれか二を含む鉛直面によって囲まれた空間 ハ 被保護建物の上端から突針の先端までの高さは、二十五センチメートル以上、被保護建物の上端から架空線の上端までの高さは、三メートル以上であること。 ニ 架空線は、できるだけ水平であること。 ホ 突針は、直径が十二ミリメートル以上の銅棒、架空線は、断面積が三十平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。 ヘ 突針又は架空線は、避雷導線によって接地電極に接続されていること。 ト 避雷導線は、被保護建物から独立して避雷針若しくは架空地線を設けた場合又はその避雷導線が断面積が四十一平方ミリメートル以上の銅線若しくはこれと同等以上の電導効果のある導体である場合を除き、被保護建物の上端以下においては二条以上とし、相互に引き離して設けてあること。 チ 避雷導線は、直線的に設け、やむを得ず湾曲させる場合には、その湾曲部の曲率半径が二十センチメートル以上であり、かつ、架空地線又は避雷針を被保護建物から独立して設けた場合を除き、建物の最外側に沿って設けてあること。 リ 避雷導線は、断面積が三十平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体であること。 ヌ 避雷導線と突針又は架空線及び接地電極との接続部並びに避雷導線相互の接続部の電気抵抗は、接続されるこれらの導体のうち、電気抵抗が高い導体の電気抵抗より高くないこと。	

附 則
この告示の施行の際現に火薬類取締法施行規則第三十条に定める基準により設置されている又はその工事に着手されている避雷装置については、この告示による改正後の避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(削る)	
	ル 避雷導線は、電灯線、電話線若しくはガス管（避雷導線との間に、鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電氣的遮蔽物があるものを除く。）又は可燃性のガス若しくは火薬類の粉じんの出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から一メートル以上離れていること。ただし、可燃性のガス又は火薬類の粉じんの出るおそれのあるバルブ、ゲージ、排気孔等から一メートル以上離すことが著しく困難である場合において、これらの物を耐食性の金属網で覆う等適当な引火防止の措置が講じられているときは、この限りでない。 ヲ 突針支持物として鉄管を用いる場合には、避雷導線は、その管内を通っていないこと。 ワ 避雷導線から一メートル未満の距離にある金属製の雨どい、はしご等（避雷導線との間に鉄筋コンクリート造の壁、接地された金属板又は金属網その他の静電氣的遮蔽物があるものを除く。）は、断面積が十四平方ミリメートル以上の銅線又はこれと同等以上の電導効果のある導体により接地していること。 カ 被保護建物から独立して避雷針又は架空地線を設ける場合には、避雷針又は架空地線の各部分は、その建物から二・五メートル以上離れていること。 コ 避雷針又は架空地線は、雷撃、風圧等により損傷が生じないように堅固に設置されていること。 タ 避雷針又は架空地線を支持するため支線を設ける場合には、その支線は、支持点において避雷導線に接続していること。 レ タの支線は、ル及びワの規定の適用に関しては、避雷導線とみなす。 ソ 接地電極は、避雷導線ごとに一個以上であること。 ツ 接地電極は、ガス管から一メートル以上離して埋設されていること。 ネ 接地電極は、銅板等の耐食性の金属体とすること。 ナ 接地電極の接地抵抗（接地電極に接続する避雷導線の接地抵抗を含む。）は、避雷導線が二条以上の場合にあつてはその一条ごとに二十オーム以下、一条の場合にあつては十オーム以下であること。ただし、避雷針又は架空地線を大地の固有抵抗が高い山地、砂地等に設ける場合において、被保護建物から放射状に地下五十センチメートル以上の深さに埋設した断面積が三十平方ミリメートル以上であつて長さが五メートル以上の銅線四条以上をもつて接地電極とするときは、この限りでない。 二 日本産業規格 A 四二〇一（二〇〇三）建築物等の雷保護」の外部雷保護システムに適合するものであつて、保護レベルがⅠ又はⅡであるもの。

○経済産業省告示第五十三号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第三十条の規定に基づき、避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成二十七年経済産業省告示第百四十五号）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
火薬類取締法施行規則第三十条の経済産業大臣が告示で定める避雷装置の位置、型式、構造、材質等は、 <u>日本産業規格Z九二九〇―三（二〇一</u>	火薬類取締法施行規則第三十条の経済産業大臣が告示で定める避雷装置の位置、型式、構造、材質等は、 <u>次のいずれかとする。</u>